

令和5年度 第1回仁淀川町農業委員会定例総会会議録

1. 令和5年度第1回仁淀川町農業委員会定例総会を令和5年5月26日仁淀川町林業振興センター2階大会議室に召集する。

農業委員定数 14名 現委員 12名

農地利用最適化委員 7名 現委員 7名

2. 出席委員 10名

欠席委員 2名

農地利用最適化委員 6名

欠席委員 1名

(事務局) 5名

3. 議案

議案第1号…農地法第3条の規定による許可申請の審議について

議案第2号…農業振興地域整備計画に係る農用地区域変更（除外）申請の審議について

その他

開会

午前9時30分

事務局（●●） 令和5年度第1回農業委員会定例総会の開会宣言

本日の農業委員会の出席数は16名、内農業委員は10名で過半数に達しており会は成立
会長が欠席のため副会長が挨拶

本日の署名委員（2番 ●● ●●委員 7番 ●● ●●委員）を指名し、議案の審議に入る。

議案第1号

（農地法第3条の規定による許可申請の審議について）

○受付第1号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、高知市●● ●●番地●●

●● ●●さん（すでに亡くなられている）

譲受人は、高岡郡日高村●● ●●番地●

●● ●●さん、●●歳、無職

土地の所在は、●●字●● ●●番●●

面積 58 m²

地目は台帳・現況とも畑になっております。

譲渡理由は公正証書の遺言による贈与となっています。

〔地区担当農業委員 ●● ●●委員〕

5月10日事務局と現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認しました。
2. 権利を取得する●● ●●さんは取得後3年間以上耕作を確認しました。
3. 権利を取得する●● ●●さんは、年間150日以上農作業に従事することを確認しました。
4. 権利を取得する●● ●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認しました。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第2号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●● ●●番地

●● ●●さん、●●歳、無職

譲受人は、愛知県●● ●●番地●●

●● ●●、●●歳、●●

土地の所在は、●●字●● ●●番●

面積 161 m²

●●字●● ●●番●

面積 416 m²

●●字●● ●●番

面積 282 m²

●●字●● ●●番●

面積 517 m²

●●字●● ●●番●

面積 910 m²

●●字●● ●●番●

面積 37 m²

●●字●● ●●番

面積 140 m²

●●字●● ●●番●

面積 166 m²

●●字●● ●●番●

面積 273 m²

●●字●● ●●番●

面積 301 m²

●●字●● ●●番●

面積 61 m²

●●字●● ●●番●

面積 4.27 m²

合計面積 3,268.27 m²、地目は台帳・現況とも畑になっております。
譲渡理由は贈与となっています。

〔地区担当農業委員 ●● ●●委員〕

5月10日事務局と現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認しました。
2. 権利を取得する●● ●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●● ●●さんは、年間150日以上農作業に従事することを確認しました。
4. 権利を取得する●● ●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認しました。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

次の受付第3号と第4号は譲渡人と譲受人が入れ替わった交換なので一括して説明

○受付第3号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●● ●●番地
●● ●●さん、●●歳、●●

譲受人は、仁淀川町●● ●●番地
●● ●●さん、●●歳、●●

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 550 m²

地目は台帳・現況とも畑になっております。

○受付第4号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、仁淀川町●● ●●番地
●● ●●さん、●●歳、●●

譲受人は、仁淀川町●● ●●番地
●● ●●さん、●●歳、●●

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 146 m²

地目は台帳は田・現況は畑になっております。

譲渡理由は交換となっています。

〔地区担当農業委員 ●● ●●委員〕

5月15日事務局と現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認しました。
2. 権利を取得する●●さんと●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●●さんと●●さんは、年間150日以上農作業に従事することを確認しました。
4. 権利を取得する●●さんと●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認しました。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第5号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、高知市●● ●●番地

●● ●●さん、●●歳、無職

譲受人は、仁淀川町●● ●●番地●

●● ●●さん、●●歳、●●

土地の所在は、●●字●● ●●番● 面積 142 m²

地目は台帳は田・現況は畑になっております。

●●字●● ●●番● 面積 124 m²

●●字●● ●●番● 面積 57 m²

●●字●● ●●番●● 面積 38 m²

●●字●● ●●番●● 面積 100 m²

地目は台帳・現況とも畑になっております。

合計面積は 461 m²、譲渡理由は売買となっています。

〔地区担当農業委員 ●● ●●委員〕

5月15日事務局と現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認しました。
2. 権利を取得する●● ●●さんは取得後3年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●● ●●さんは、年間150日以上農作業に従事することを確認しました。
4. 権利を取得する●● ●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認しました。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

○受付第 6 号（所有権移転）

〔事務局 ●●説明〕

譲渡人は、高岡郡越知町●● ●●番地

●● ●●さん、●●歳、無職

譲受人は、仁淀川町●● ●●番地●

●● ●●さん、●●歳、●●兼農業

土地の所在は、●●字●● ●番● 面積 301 m²

地目は台帳は田・現況は畑になっております。

譲渡理由は売買となっています。

〔地区担当農業委員 ●● ●●委員〕

5 月 1 6 日事務局と現地確認を行いました。

1. 現地は、農地であることを確認しました。
2. 権利を取得する●● ●●さんは取得後 3 年間以上耕作をすることを確認しました。
3. 権利を取得する●● ●●さんは、年間 150 日以上農作業に従事することを確認しました。
4. 権利を取得する●● ●●さんは、取得した農地の周辺農地に営農上悪影響を及ぼさないことを確認しました。

以上により、この所有権移転は問題ないと思います。

この件については、全員賛成により許可と決定する。

議案第 2 号

（農業振興地域整備計画に係る農用地区変更（除外）申請の審議について）

○受付第 1 号

〔事務局 ●●説明〕

申請人は、仁淀川町●● ●●番地

●● ●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番●

地目は台帳は畑、現況は休耕となっています。

除外面積は 828 m²の内 60 m²

変更の内容は個人墓地を建てる為です。

〔地区担当農業委員 ●● ●●委員〕

現地確認を 5 月 1 5 日に事務局立ち合いのもと実施しました。

現在ある納骨堂は自宅から離れており、高齢のため自宅付近へ納骨堂を移転させたいとの理由です。除外される農用地は必要最低限であり、周辺農地には悪影響を及ぼさないことからこの除外は適当であると思われます。

この件については、全員賛成により除外を承認する。

○受付第 2 号

〔事務局 ●●説明〕

申請人は、高知市●● ●●番地●

●● ●●さん

土地の所在は、●●字●● ●●番●

地目は台帳は田、現況は山林となっています。

除外面積は 1,672 m²

変更の理由は現況が山林なので非農地証明をして地目を変更したいからです。

〔地区担当農業委員 ●● ●●委員〕

現地確認を 5 月 1 6 日に事務局立ち合いのもと実施しました。

ずいぶん前から植林され現況は山林となっていますので、この除外は適当であると思われます。

この件については、全員賛成により除外を承認する。

その他

- ・利用状況調査について
- ・農業委員会活動記録簿について

閉会 午前 1 0 時 3 0 分

上記の会議の次第は、事務局職員●● ●●が記録したもので、その内容は正確であることを証するため、ここに署名する。

署名委員

署名委員